

議案第1号

沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立高等学校通信教育規則の
一部を改正する規則について

沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立高等学校通信教育規則の一部を改正
する規則を別紙のとおり定める。

平成23年7月20日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 1 号

沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則

(沖縄県立高等学校管理規則の一部改正)

第 1 条 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

沖縄県立 宜野湾高等学校	宜野湾市真志喜		全日制	三 年	普通科	を
沖縄県立 宜野湾高等学校	宜野湾市真志喜		全日制 通信制	三 年 三年以上	普通科 普通科	に改める。

(沖縄県立高等学校通信教育規則の一部改正)

第 2 条 沖縄県立高等学校通信教育規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「沖縄県立泊高等学校」を「沖縄県立泊高等学校
沖縄県立宜野湾高等学校」に改める。

第 3 条中「通信教育に協力する学校（以下「協力校」という。）」を「沖縄県立泊高等学校の通信教育に協力する学校」に改める。

附 則

この規則は、平成24年 4月 1 日から施行する。

規則案の概要説明

部課名 教育庁総務課

1 件名 沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 県立高等学校唯一の泊高校通信制課程は、入学志願者や転入学及び編入学希望者が多く、通信制の入学希望者に対応する必要がある。
- (2) 通信教育等の希望者に対応するため、平成14年度からの編成整備計画において「中部地区への定時制通信制独立校の設置計画」が策定されたが、大部分の定時制で定員割れが続いている状況から、平成19年度の見直しで「中部地区の既存の高校へ通信制課程を設置する」こととした。
- (3) 平成20年度には、生徒の交通の利便性や施設設備等の条件から検討した結果、宜野湾高校へ設置することになった。
- (4) 当初の通信制課程設置基本計画では平成23年度4月開設予定であったが準備に十分時間をかけるため、平成24年度開設に計画を変更した。
- (5) 宜野湾高校設置の通信制課程設置準備委員会を中心を開設の準備が進められており、学校職員・保護者等の理解は得られている。

3 改正案の概要

- (1) 沖縄県立高等学校管理規則別表の、県立宜野湾高等学校に「通信制課程修業年限3年以上、普通科」を挿入する改正を行う。
- (2) 沖縄県立高等学校通信教育規則の（実施校）に、県立宜野湾高等学校を挿入する改正を行い、（協力校）については、県立泊高等学校に協力校を置くことを明記する。

4 根拠法令

高等学校通信教育規定（昭和37年文部省令第32号）

5 関係課との調整状況

県立学校教育課と調整済み

6 添付資料

新旧対照表

新旧対照表

規則題名：沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則（平成23年沖縄県教育委員会規則第1号）

施行期日：平成24年4月1日

規則公布：平成23年 月 日発行の沖縄県公報定期第 号

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年3月28日沖縄県教育委員会規則第7号）新旧対照表

改正案

別表第1（第3条関係）

名 称	位 置	科	課 程	修業年限	学 科
沖縄県立 宜野湾高等学校	宜野湾市真志喜	全日制 通信制	三年制 三年以上	三年	普通科 普通科

現 行

別表第1（第3条関係）

名 称	位 置	科	課 程	修業年限	学 科
沖縄県立 宜野湾高等学校	宜野湾市真志喜	全日制 通信制	三年制 三年以上	三年	普通科 普通科

沖縄県立高等学校通信教育規則（昭和47年5月15日教育委員会規則第9号）新旧対照表

改正案

（実施校）

第2条 通信教育を行う高等学校（以下「実施校」という。）は、次のとおりとする。
（実施校）
沖縄県立泊高等学校

第2条 通信教育を行う高等学校（以下「実施校」という。）は、次のとおりとする。
（実施校）
沖縄県立泊高等学校

（協力校）

第3条 教育委員会は、実施校以外の県立学校のうちから、沖縄県立泊高等学校の通信教育に協力する学校を指定する。

（協力校）

第3条 教育委員会は、実施校以外の県立学校のうちから、通信教育に協力する学校（以下「協力校」という。）を指定する。